改正後

目次
第一章　本省
第一節　内部部局
第一款～第六款　（略）
第七款　雇用環境・均等局（第四十九条―第五十二条）
第八款　子ども家庭局（第五十三条―第五十八条）
第九款～第十二款　（略）
第十三款　人材開発統括官（第七十三条の四）
第十四款　政策統括官（第七十四条・第七十五条）
第二節・第三節　（略）
第二章～第四章　（略）
附則
（情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官）
第三条　（略）
2～6　（略）
7　訟務官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する訴訟に関する事務（他局並びに人材開発統括官及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計管理官及び首席営繕専門官）
第四条　会計課に、監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計管理官及び首席営繕専門官それぞれ一人を置く。
2～10　（略）
11　会計管理官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の調整及び管理に関する事務をつかさどる。
12　（略）
（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）
第十五条　（略）
2・3　（略）
4　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（検疫所業務管理室）
第二十七条　生活衛生・食品安全企画課に、検疫所業務管理室を置く。
2・3　（略）
（輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室）
第二十八条　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室を置く。
2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。
一　（略）
二　食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（生活衛生・食品安全企画課の所掌に属するものを除く。）。
三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
四　（略）
3～5　（略）

改正前

目次
第一章　本省
第一節　内部部局
第一款～第六款　（略）
第七款　職業能力開発局（第四十八条の二―第五十二条）
第八款　雇用均等・児童家庭局（第五十三条―第五十八条）
第九款～第十二款　（略）
第十三款　政策統括官（第七十四条・第七十五条）
第二節・第三節　（略）
第二章～第四章　（略）
附則
（情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官）
第三条　（略）
2～6　（略）
7　訟務官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する訴訟に関する事務（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計企画官及び首席営繕専門官）
第四条　会計課に、監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計企画官及び首席営繕専門官それぞれ一人を置く。
2～10　（略）
11　会計企画官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
12　（略）
（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）
第十五条　（略）
2・3　（略）
4　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（検疫所業務管理室）
第二十七条　企画情報課に、検疫所業務管理室を置く。
2・3　（略）
（輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室）
第二十八条　監視安全課に、輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室を置く。
2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。
一　（略）
二　食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（企画情報課及び基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
四　（略）
3～5　（略）